

平成30年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成30年12月12日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成30年12月12日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年12月12日 9時30分			議長	杉 岡 義 信	
	散 会	平成30年12月12日 14時25分			議長	杉 岡 義 信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
4	田中良三	○	8	杉岡義信	○		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税住民課長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
建設産業 課 長	石川久仁洋	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成30年第4回笠置町議会会議録

平成30年12月12日～平成30年12月20日 会期9日間

議 事 日 程 (第1号)

平成30年12月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第8号 笠置町防災会議条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第5 議案第40号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 第6 議案第42号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第7 議案第43号 笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第44号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第45号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
- 第10 議案第46号 土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件
- 第11 議案第47号 平成30年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件
- 第12 議案第48号 平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件
- 第13 議案第49号 平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

冒頭に申し上げます。ただいま議場の照明器具にふぐあいが生じております。応急処置をしていただき、現在は照明が点灯している状態ですが、緊急時に即座に対応ができるよう、あらかじめ傍聴席に代替の照明器具を設置しております。御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

さて、12月も半ばを迎え、いよいよことしも残すところあと少しとなりました。寒さも厳しくなりますので、しっかりと体調管理をしていただきますようお願いいたします。

本日、ここに平成30年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして、御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成30年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、西昭夫君及び3番議員、向出健君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月20日までの9日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る10月15日に、京都府市町村振興協会主催で、市町村1期目議員研修会がルビノ京都堀川で開催され、西昭夫君、坂本英人君とともに出席をいたしました。住民に最も身近な代表として、地方自治制度の基本的な仕組みを理解するとともに、議会の責務と役割の重要性を認識し、議員としての視野を広げ、見識を深めることを目的に講演をしていただきました。

10月29日及び30日には、山城地区議長連絡協議会から京都府及び国へ要望に伺いました。国道163号全線の歩道設置や拡幅・改良等早期実現について、JR関西線の列車体系等の維持と利便性の確保及び整備促進について、また府道笠置山添線の改良・拡幅早期実現について要望してまいりました。

10月31日には、水害から国民の生命、財産を守り、安全で快適な生活環境の確保を図るために、各府県の総意を集結して治水事業の推進を図るため、近畿治水大会が滋賀県琵琶湖ホールで開催され、西岡総合常任委員長とともに出席をいたしました。

11月2日、京都ブライトンホテルでトップセミナーが開催され、松本副議長と出席いたしました。市町村の新たな行財政課題や自治問題等への対応をテーマとした講演を通じ、トップリーダーとしての認識を深め、自治体間競争時代に勝ち残るオンリーワンの自治体づくりに資することを目的に、明治大学教授と政治ジャーナリストの講演をお聞きしました。

11月6日には、国道163号整備促進協議会及び主要地方道宇治木屋線改良推進協議会共催で、京都府知事及び京都府議会議長に面談し、道路整備等の要望をしてまいりました。

11月20日には、京都府選出の国会議員と京都府町村議会議長との意見交換を通じ、相互の理解、認識を深めるとともに、今後の町村自治のさらなる振興に資することを目的に国政懇談会が東京都で開催され、出席いたしました。

翌21日には、全国の町村議会の総意を結集し、我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期するため、第62回町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールで開催されました。

22日には、東京都西多摩郡瑞穂町議会を訪問し、議会の活性化に向けた主な取り組みを御教授いただきました。

11月27日、産業振興会館で第2回わかさぎ地域プラットフォームが開催され、議員が出席いたしました。この事業は、国土交通省の支援を受けて、行政と企業、金融機関、住民が連携し、笠置町の観光資源を有効に活用して、にぎわいづくりを目指した事業で、事業の取り組みや企業ヒアリングの結果報告と、参加者による観光資源にかかわる今後の方向性に

についてのグループワークが行われました。これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 皆さんおはようございます。

本日、ここに平成30年第4回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

日ごとに寒さが増し、議員の皆様には気候の変化に対し、体調管理に御留意いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、町政の状況につきまして御報告させていただきます。

1月6日の議会全員協議会で報告、また、翌7日に新聞やホームページで公表いたしました公金を紛失するという事案について、信頼を著しく失墜させることとなりましたことに住民の皆様を初め、関係者の方々に謹んでおわびを申し上げます。

公金を取り扱う役場としてあってはならない事案であり、町民の皆様への信頼回復に向け、今後二度とこのようなことが起こらないよう管理体制の一層の強化を図るとともに、職員の意識改革、公金取り扱いの厳格化、業務改善等に危機感を持って取り組む決意であります。本当に申しわけございませんでした。

次に、ことしで9回目を迎えましたご当地鍋フェスタ「鍋-1グランプリ」を12月2日に開催いたしました。昨年度はお茶の京都博のメインイベントとして位置づけ、1万5,000人の来場者がありながら、交通渋滞や駐車場など、課題も多くあったところですが、ことしはその反省から、パークアンドライドやシャトルバスの運行、JR様の協力による増車等によりまして混乱も少なく、昨年次ぐ1万3,000人の来場者があり、盛大に開催することができました。御協力に対し、改めて厚くお礼を申し上げます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、承認1件、議事案件は補正予算3件を含む9件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、承認第8号、笠置町防災会議条例の一部改正に伴う専決処分

の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第8号、笠置町防災会議条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件。

笠置町防災会議条例（昭和39年条例第7号）の一部改正条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第8号、笠置町防災会議条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、議案の説明をさせていただきます。

笠置町防災会議条例は、昭和39年に条例制定をしております。途中改正等を行いました。慣例として議会のほうから選出していただき、委員として入っていただいておりますが、明文化したものがありませんでしたので、今回条例改正をし、町議会の議員として委員に就任いただくため、委員の条項を加えたものでございます。

施行日は9月25日から施行し、10月に開催いたしました防災会議に出席いただくため、専決処分をして出席していただいたものとしております。以上、議案の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までです。申し添えます。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。この際申し上げます。全ての議案に対し、挙手しない者は反対とみなします。

承認第8号、笠置町防災会議条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第8号、笠置町防災会議条例の一部改正に伴う専決処分承認を求める件は承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第40号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第40号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更の件について提案理由を申し上げます。

京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡西部塵芥処理組合が名称変更したことに伴う組合市町村の名称の変更、そのほか既定の整理を行うため、組合理約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決をいただくものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第40号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更につきまして、内容の説明をさせていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、構成市町村の名称変更があったために規約の改正をするものとなっております。

それでは、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

別表で、現在「相楽郡西部塵埃処理組合」となっておりますものを「木津川市精華町環境施設組合」と名称変更されるものでございます。なお、18条につきましては、「郵便貯金又は」という文言が文書として削除されていることとしております。

なお、この規約の改正につきましては、議決をいただき、京都府に提出した後、知事の許可を受け、施行されることとなっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第40号、京都市市町村職員退職手当組合規約の変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第40号、京都市市町村職員退職手当組合規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第6、議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与に関する法律が11月30日に改正されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与に関する法律もあわせて改定され、期末手当の支給月数が引き上げられることとなりましたので、当町の特別職の期末手当についても年間の支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を3.35月に改正するものでございます。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について、説明させていただきます。

今回の改正は、先ほど町長の説明にもありましたように、国家公務員給与に関する法律及び特別職の国家公務員の給与に関する法律が11月30日に改正されましたので、当町の特別職の給与条例も改正するものとしております。

それでは、2ページの新旧対照表のほうからお願いいたします。

まず、第1条といたしまして、平成30年12月に支給する期末手当の額を0.05月引き上げるものとしております。総支給月数は3.35月になっており、平成30年12月1日施行となります。

続いて3ページ、第2条関連の新旧対照表をお願いいたします。

第2条につきましては、平成31年4月1日施行といたしまして、3.35月に改正されました期末手当の支給月を6月と12月、同じ支給月数に振り分けるもので、6月、12月それぞれ100分の167.5月を支給するものとしております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第43号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第43号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与に関する法律が11月30日に改正されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与に関する法律もあわせて改定され、期末手当の支給月数が引き上げられることとなりましたので、当町の議会議員の期末手当についても年間の支給月数を改正するものですが、ほかの自治体に倣い、特別職の報酬改正に準ずるという記載をいたし、文言整理を行ったものでございます。御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第43号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件について、説明させていただきます。

今回の改正は、先ほどの議案第42号と同様、特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正に合わせて支給月数を年間3.35月に改正するものとなっております。今回の改正におきまして、昨年度まででしたら、議会議員の報酬条例につきましても数値等を改正することとして入れておりましたが、他の自治体に倣いまして、町長、副町長、笠置町の特別職の報酬条例に準ずるといふ形に変えさせていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表の2ページのほうで説明させていただきます。よろしくお願ひします。

第5条期末手当の欄でございます。第5条は、現行といたしましては支給率を記載しておりますが、改正後といたしましては、2項の最後の行になりますが、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、期末手当を受ける職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とするというふうに変更をしております。

なお、第5条におきましては、現行の規定といたしまして、退職、それから任期満了によりまして支払いの期末手当の支給の適用を受ける者について明文化したものでございます。支給要件といたしましては、従前と変更のあるものとはなっておりませんが、明文化して記載させていただいたものとなっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第43号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第43号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第44号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第44号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を説明申し上げます。

平成30年8月に発表されました人事院勧告により、平成30年11月30日に一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されましたので、当町職員の給与条例の一部改正を行うものでございます。内容は、給料表の改定と、日直手当の引き上げ及び期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるというものでございます。御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第44号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について、説明させていただきます。

今回改正いたしましたのは、人事院勧告に伴いまして、国の一般職の職員の給与に関する法律が改正されましたので、それに伴い、町の給与条例も改正するものとしております。

それでは、6ページの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第1条関連について説明をさせていただきます。

第1条につきましては、給料表の改定と宿・日直手当の改正をしております。現行の宿・日直手当4,200円から4,400円に改正するものとなっております、この第1条関連につきましては、平成30年4月1日から適用し、遡及するものとなっております。

続きまして、7ページ、第2条のほうをお願いいたします。

第2条につきましては、平成30年12月に支給する勤勉手当の支給月数を増加するものとしております。12月の勤勉手当の支給月数は、現行100分の90月としておりますが、100分の95にふやすものとしております。年間の支給月数は100分の185となるものでございます。

なお、再任用職員につきましても同じ増額といたしまして、年間の支給月数を12月で増加し、100分の90月としておるものでございます。

続いて、8ページ、第3条関連でございます。

第2条によりまして、平成30年の勤勉手当の支給月数を変更いたしましたが、第3条においては、平成31年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ改正するものとなっております。

期末手当につきましては、6月と12月、支給月数が違っておりましたが、それぞれ

100分の130月と改定し、年間100分の260月と改正するものでございます。

また、勤勉手当につきましては、6月と12月、それぞれ100分の92.5月とし、年間100分の185月と改正するものとなっております。なお、勤勉手当につきましては、第2条の支給月数からの変更はされておられません。総支給月数の変更は、勤勉手当についてはございませんが、期末手当のほうで年間支給月数を振り分けております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

確認ということでしたいんですけれども、今回の改定で引き下がる内容というのは、給与表も含めてないということでしょうか。確認だけお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

向出議員の御質問ですが、引き下がるものはございません。日直手当、給料表、勤勉手当とも引き上げられております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第44号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第44号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第45号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第45号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例

一部改正の件について提案理由を説明申し上げます。

12月6日の全員協議会で報告させていただきました公金紛失事案に伴い、町長、副町長として管理監督責任をとり、平成31年1月に支給する給料を町長は100分の10、副町長は100分の5減額するものです。御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第45号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件につきまして、議案説明をさせていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、公金の紛失事案ということが発生いたしまして、職員につきましても、処分また公表等をさせていただいたところがございます。この件によりまして、町長、副町長から管理監督責任上、給料月額減額の措置する申し出があり、対応させていただいたところがございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明させていただきます。

すみません、2ページをお願いいたします。

現行第1条におきまして、ただし書きの規定をしておりましたが、このものにつきましては、平成30年7月分の給料の減額分ということですので、今回削除をさせていただいております。

改めまして、2項によりまして、町長の給料月額減額、副町長の給料月額減額を規定いたしております。町長は100分の10の減額、副町長は100分の5の減額となりますが、町長につきましては、特例条例の1条第1項によりまして、もともと100分の10を減額しておりましたので、1月に支給する給与は100分の20を減額するというものと規定したものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今説明を受けたんですけれども、これは公金紛失、懲戒処分に関する事案で処分ということなんですけれども、その前の補助金交付で不適切な処理のときに職員を懲戒処分と文書戒告されましたけれども、そのとき、町長はみずから自分も処分をすると言っておられたんですけれども、この件は、私はこれと両方あわせてこういう条例改正かなと思ったんですけれども、この件はここに含まれないんですか。

町長、むしろ紛失よりもこっちのほうが大きいですよ、不適切な処理の関係のほうが。このときに町長はみずから処分するとおっしゃっていたんですよ。その処分はどこへいったんですか。そして、私はこの2つの懲戒処分でこの条例が提案されたと思っておったんですけども、今説明を受けたときには、この公金紛失だけなんです。それにしたら、この条例改正案は余りにもばかげていますよ。どうなんですか。このときおっしゃったんですよ、補助金の不適切なときにそうおっしゃったんですよ。だから私はこの2つの関係で条例を上げてこられたかなと思っていたんですけども、何度も言いますように、今は公金だけの話でした。そんなばかげた話ないですよ、余りにも軽過ぎますよ。こっちのほうはどこへ飛んだんですか。そして、懲戒処分というのは、受けた側というのは、本当にいろんな条件が後悪くなるんですよ。例えば履歴として残ります。あとは証人とか表彰なんかも関係してくるんですよ、いろんな面が。特別職なんて選挙で敗れて、やめたら任命権者終わりですよ。それぐらい懲戒処分というのは厳しいんですよ。我々も前の職場では、懲戒処分、我々の知っている者に何ぼでもおります。みずからね、町長、もっと厳しくせなあきませんよ。補助金のほう、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回の給与の減額につきましては今回の公金紛失、そういうことにおきましての私の給与を減額するものでございます。大倉議員が言われています地方創生に関する補助金につきましては、そのことにつきましては減額は含まれてはおりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） だから、含まれていないから、どうされたんですかと聞いているんですよ。みずから自分も処分するとおっしゃったんですよ。そのことに対して教えてくださいよ。答えがなっていないですよ。本当にさっき言ったように、懲戒処分を受けた者は本当に大変なんです。それと、町の職員もいろいろ、やっぱり職員も委縮するというか、そういうこともあるんですよ。これではこの条例だめですよ、私は。もっと、これ、条例改正もっと重くしなさい、みずから。こんなものではだめですよ。町民の方がどれぐらい怒っておられるか御存じですか。町民だけじゃないですよ、私も怒っていますよ、本当に。これを飛ばして、重要なところを飛ばして、何がこれ今の条例改正ですか。もう一度答弁ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 懲戒処分につきましては、町の条例に基づいて懲戒処分をさせていただ

きました。職員の倫理規程の中にもございます。職員は全体の奉仕者でありまして、一部の奉仕者でないということをみずから自覚して、みずからを厳しく律していかなければならないというような文言もございます。そういうことにつきましては、私も職員の上に立っておる特別職でございますので、そういうことはいつも真摯に受けとめて、そういう行動をさせていただいているつもりでございます。補助金に絡みまして、自分に対して処分をすると言いながら、処分もできていないということにつきましては、再度考慮させていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それでは、補助金の不適切な処理で、自分でまた処分を科すということですか。今そういうことをおっしゃったですね。何で先にこれを出さないんですか。この事案が早いんでしょう。こんなばかげたことないですよ。この給料は半分カットでも、ほんまにそれぐらいしてもええ事案ですよ。どういうふうにもう……これ、どうですか、条例改正もう一度これ出し直してされたらどうですか。そんなもの何を言っているんですか、そういう気はないですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回上程させていただきました給料の減額につきましての件につきましては、変更するつもりはございません。

今大倉議員がおっしゃられましたその減額する金額を半分にするとか、そういうことが適切ではないかと言われましたけれども、私は金額の減額の多い少ないではないと考えております。こういうことの起こった原因、背景などをしっかり調査して、これからどのように取り組んで改善していくのか、そのことが強く求められていると私は考えておりますので、そのようなことに関しまして全力を注いでいきたい、そのように考えているところでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「はい」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 3回……3回や。

（「これと同じようなことを、まだ答弁もらってないから」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） いや、3回言うた。

（「いやいや。答弁をね、答弁もらっていないですよ」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 向出君、手上げるのか。

（「それとね」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 大倉君、大倉君。

（「ちょっと待ってくださいよ」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） あんたひとりでやっているんちゃうねん。議長のやっぱり主導で、はい、大倉君と指名するまで、あんた、立ってひとりでしゃべるものちゃうねやん、これ。

（「答弁まだもらってないんですよ。どういうふうにされるのかお聞きしてるんですよ。それが答弁がないんですよ。」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 大倉君、3回言うたというねん。

（「答弁もらってないから」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 答弁していたやん。

ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この件に関しまして、当町としては公金はどうなったというふうに認定しているんでしょうか。ただなくなったということだけで今は言っているのか。警察として犯人はわからないまま、これはもう盗難事件であるというふうに認定をされたと、そういう中での取り扱いになっているのか、そのあたりの認識お伺いしたいということと、また、そういった認定、しっかりとした認定がないまま処分だけやってしまうと、それは本当にこれが適切だったか、この処分、この懲戒の内容でよかったのかということにもかかわってきますので、まず、その認識についてお伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。副町長、みんなにわかりやすく説明したってください。言ったとか、知らんと言われるんで。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現段階で盗難の可能性は否定できませんが、著しく盗難の可能性は低いと考えており、紛失したということで、現在のところ、それに基づき処理をさせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、現金が勝手に消えることはありませんので、やはりどこかにあるはずだということになると思うんですね。それもなかなか実際、本当に発見できるかどうか。全庁挙げて調査されたということですがけれども、少なくとも庁内にはないという結論だと思うんですが、これ、そのままだと一体なぜなくなったのか。どのような経緯で実際はなくな

ったのかはわからないという段階だということになると思うんですね。

そんな中で、もう一つ、報告書をいただいているわけですがけれども、例えば損害賠償請求、現在の住民税の課長さん、そして元公金の取り扱いを行っていた職員に対して行っているんですけれども、本来は直接なくした方が判明していれば、その方に対して損害賠償というのはあると思うんですけれども、不明なまま、そういう中身になっているというところで、きちっとした筋が立てられていない中で、処分だけ先行しているというふうに見えるんですけれども、このあたりについては、本当にこのままこの段階で、今のこの減給という処分をとられることが本当に適切なのかどうか、ちょっと自分は疑問を持っているんですけれども、もう一度どのような理由で……直接にはどういった理由で減給という判断、処分をするか判断したのか、しっかりとその事由について、きちっと説明をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

公金が紛失したと、所在がわからなくなっているというのが現状でございます。犯罪の可能性、盗難の可能性というのはゼロではなく、限りなくゼロには近いんですけれども、現在のところ、それを証明できる顕著な証拠といえますか、状況というのは出てきておりません。

したがって、紛失をした、事務処理上の中で公金がなくなったというのが、現在のところ認めざるを得ない状況でございます。なおかつ還付金ということでございますので、還付すべき相手先がおられるわけで、その処理を急ぐ必要もございます。そういった経緯から、還付金に関しまして損害賠償請求を行い、しかるべき金額を町のほうに入れていただき、それにより、本来町が被害をこうむった金額を回復させていただくという処理を行ったと同時に、現段階の紛失に係る業務処理の経過の中で問題点を抽出し、それに基づく処分を行ったというのが現状でございます。これを戒めとして、今後の業務改善に新たな取り組みを行うという決意をもって現段階での処分をしたというのが現状でございます。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、新たな事実が仮にわかった場合等については、新たな追加処分もあり得るという、これはあくまで一時的、今の段階での処分・判断であるということでもいいのかどうか、その点についてお伺いしたいということと、報告書の中で、一部例えば注意、文書訓告ということで、上司として業務に関する適切な指導を行ったこととか、要するに適切な遂行

を行ったという表現はあるんですけども、例えば具体的にどのあたりが問題があったのかというところまでは踏み込んでここでは書かれていないという中では、本当に同じ事案を防ぐだけの実質的な対策って本当にとられるのかどうか、この中身だけでも不十分ではないかと。ですから、もう少しきちっとした対応も含めて、なった段階でやるべきじゃないかと。少し処分が先行しているというふうに感じるというのが私の意見ですけども、今言った点については答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

同一事案に関しまして新たな事実が出てきた場合、これはこれまで発見できなかった、あるいは究明できなかった新たな事実が出てきた場合、その事実に基づいて処分をするということはございます。

ただ、一事不再理の原則がございます。同一事案に関しまして、幾つも幾つも同じ人を処分するということはできません。ですから、新たな事実が出てきた場合に、その事実に基づいて処分をする、あるいは我々の手の届かない司法のほうの捜査の中で出てきたことにつきましては、それに基づいて、また処分するということはあり得るかもしれません。そういうことでございます。

また、訓告という単に文面上書いておりますけれども、やはりそういう注意を受けるという場面におきましては、きちりと、しっかりとその内容を説明し、そして御本人と話し合いをさせていただいた上で、こういう点の注意をお願いしたいというふうに——文面にはあらわれておりませんが——そういう、これからこういうことを繰り返さない、そして業務の改善と一緒に取り組んでいきましょうという、そういったことを含めたお話もさせていただいております。単純に文書を交付する、あるいは注意しますということだけで終わらず、しっかりとその後もフォローさせていただくという意味で懲戒処分なり、あるいは注意なりをさせていただいているというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

先ほどから、執行部から業務改善内容という言葉が出ていますが、具体的には、いかに業務内容を改善されるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の事案に関しましては、公金が役場の中で紛失・所在不明になるという、これはあってはならない、住民の信頼を失う大変な事態であるという認識に立ちまして、なぜそれが起こったのかということの仕事の流れの中で、しっかりと原因を究明する必要があると考えました。

同時に、監査委員さんのほうにも損害賠償請求の額につきまして監査請求行ったわけでございますけれども、それにとどまらず、業務の内容につきまして西岡監査委員、仲北監査委員にしっかりと業務のプロセスを監査していただき、そして講評もいただき、ある種問題点も多数指摘いただいたというのが現状でございます。それらを踏まえまして、業務の改善をさせていただきたいということで、現在のところ9項目、以前御報告させていただきましたように9項目挙げさせていただいております。ただ、この9項目を単にやりますということではなく、誰がどのようにいつやるのかということまで踏み込んで、今事案に関しましてはさせていただきたい。

先ほど大倉議員よりも補助金の不適切な処理ということも言及されました。それら含めて、役場の業務全体をもう一度しっかりと見直して、誰がその改善にリーダーシップをとって取り組むのか、そして、いつまでにそれをやり遂げるのか、そして、それがどのように進行しているのかといった進行管理、そういったことをしていきませんか、やっただろうと、あるいはやられているだろうということで実際にそのチェックがなされずに、フィードバックもできないという状態の中で、同じことが繰り返されるということが起こり得る可能性もございます。今回そういうことがないように、誰がどのようにしていくのかということを私が責任を持って管理させていただきたいと、そのように考えておる次第でございます。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 質問の回答になっていたのかどうかという分で、ここに報告書があるので少し読ませさせていただきたいと。

9項目、①還付金と現金による支払いは行わず、口座振り込みにすること（会計管理者により指導済み）。②公金取り扱いマニュアル（仮称）を作成し、研修等で周知徹底を図ること（会計管理者により現在作成中）。③全庁的に現金を扱う職場において、現金の出入り、処理について日常的な記録をつけること（会計管理者指導により実施済み）。④主担当、副担当という役割を再度徹底し、両担当者による業務推進を徹底すること（課長会議により町長から徹底済み）。⑤課長、課長補佐等管理監督者の意識改革と役割に関し、笠置町役場と

して研修を行うこと（副町長により計画中）。⑥分任出納員全員に対し、職務の重要性を認識する緊急研修を行うこと（会計管理者により実施済み）。⑦業務改善等に関する職員からの意見や提案を積極的に募り、業務改善や事務事業に活かすこと（副町長により計画中）。⑧再発防止はもとより、町民目線に立った全庁的事務事業推進のため、事務分掌や組織体制の見直しを図ること（町長により新年度に向け対応を準備中）。⑨職員の資質向上のために、これまで以上に職員研修の受講、独自研修の実施に取り組むこと（副町長により計画中）と、9つ項目があるんですが、これ、事件が起きてからしばらく時間がたっていると思います。この9項目に向けて来年度当初予算どのようにお考えなのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま坂本議員より改善の内容の9項目御紹介をいただきました。

現在既に取り組んでいることに関しましては、本年度実施をさせていただいており、特に予算措置、その他が必要ということはありません。また、今年度内にさせていただくことにつきましても、計画を作成していく中で大きな予算を伴うものではなく、現行の体制あるいは現行の予算の中で、できることを現在のところは位置づけさせていただいております。既にこういう事案が発生しておりますので、一日でも早くやらなければならない。来年度待つことなくやらなければならないということで、今できることをまず上げさせていただきました。

なお、これだけでは当然研修を行った効果・成果といったものが十分でないということが見受けられた場合、坂本議員おっしゃったように、来年度に向けて予算措置をし、しっかりと意識改革、研修といったものに取り組まなければならないことは出てくると思います。特に市町村振興協会等が非常に年齢別あるいは専門別の研修をきめ細かくやっております。まだまだそこへの研修派遣というものが全職員徹底できているわけではございません。市町村職員研修の利点というのは、他の市町村の方々と一緒に集合研修を受けるということで、市町村間のやはり情報交換であるとか、意識の差に気づくとか、さまざまなメリットがございます。ぜひ外の世界を大いに見てきていただき、笠置町役場の業務に生かしていただく機会を設定する、それが今後さらに重要になってくるんだろうと思っております。そういった意味での新たな予算措置というものをお願いすることがあるかもわかりません。現在のところ、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） ちょっと質問変えます。今年度って研修費って、予算幾ら組まれていた

んですか、町長。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

職員の、町が実施する予算といたしましては15万円、講師料と委託料とで組んでおります。先ほど副町長おっしゃいました市町村振興協会の受講については、資料代等無料になっておりますので、派遣に係る旅費分だけを上げております。それは、人数によって総務のほうで一括して支給するというようにしておりますので、今の予算で大体20万円ぐらいを見ているというところです。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

こういう処分が出たのは大変遺憾でありますけれども、私ちょっと確認しておきたいのは、これ全員協議会でも確認いたしましたけれども、一応特別職も責任をとるという形で100分の20、それから100分の5、これの根拠についてちょっと御説明いただきたい。

懲戒処分には段階がありまして、先ほど大倉議員からも出ていますように、前回の補助金の不適切な件に対しては戒告ということで処分されました。今回は一応減給処分までいっておられる。その辺について、どういう理由で、レベルで、この100分の20と100分の5ということを出されたのか、その件についてちょっとお尋ねをいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

処分を行う場合は、一応処分の基準といったら語弊があるんですけども、他の先行事例といったものをまずは参考にさせていただきます。同種の事例で他の自治体等でどのような処分が行われていたのか、そういったものを参考にさせていただくと同時に、現在、町長のほうは100分の20というふうにおっしゃっていますが、100分の10でございます。給料報酬月額額の10分の1、私の場合は20分の1といったことで今回減額をさせていただきます。

ただ、この報酬月額をどれだけカットできるのかということに関しましては、懲戒処分もそうなんですけれども、民間の事例も含めて10分の1以下とするというのがルールとございますか、申し合わせになっておりまして、著しくそれを減額することにより生活費に影響が出るということのを避けるようにという指導もございますので、今回そういうふうな申し合わせ事項、あるいは他の処分事例等を勘案させていただきまして、町長、副町長に関するこ

いう減額を提案させていただいたということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君、これでええのか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） わかりました。そういうことで、これ、私も監査させていただいて、金額の大きさとかそういうものじゃないと思うんですよ。いろいろ事情聴取とかも聞いた中でいろんな意見も出ていました。この間の報告の中で、先ほど話出た9項目の改善項目出されています。これを確実に、着実に早くやっていただきたい。それをやらないと、もうまた同じことが再発するというような事態になりますんで、確実に今計画されているやつを実行していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

今、これについていろいろ質問あるんですけども、この100分の20、100分の5、この減給は、これでいいのかという私は疑問を持ちます。いうのは、新聞等では一応出ているんですが、町長の先ほどの説明で町民全員は納得するんですか。そういう意味でされたんですかと聞きたい。

それで、こういう公金について新聞では出ていますよ、京都新聞では。ここで町長の話を知ると、1割カットということは6万7,000円ですよ。副町長は2万9,250円。これが大倉議員言うたように、たび重なるこういう問題でこの規定どおりでいいのかと、そこに疑問を感じます。

そこで、納得するように、町民に納得するような一応問題の報告があってもいいんじゃないかと思うんですけども、今、先ほどやられた報告で町民は納得するんですか。新聞にはこう書いてあるでしょう。今までの還付金、税住民課長が立てかえたと。これは金額が4万600円だから課長がやったんですよ。単位が1つ違う、もう一つ違う400万円やったら課長が立てかえするんですか。公金なくして、なかったら立てかえたらいいと、そんなばかばかしい問題じゃないと思います。400万円やったらどうするんですか。それに対して町としての何かの内規はあるんですか。いろいろ話して、大倉議員もやっていますけれども、行政のトップとして、質問に対しての返答がそれでいいのかということをもう一度考えて直してもらって、今の私の件について簡単に説明してください、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回、私の給与に対する減額のその措置が適当であるか、そういうことが町民の方に理解を得られるのか、そういう御質問だと思います。

先ほど副町長も申し上げましたけれども、今回に対しまして私が100分の10を減額させていただくことにつきましては、ほかの町村のそういう事例などを参考にさせていただき、また条例にもございます、減額については100分の10を上限とする、そのようなことに基づきまして、今回このような処分をさせていただいたところでございます。

また、これから取り組んでいく9項目につきまして、やはり私も全員協議会で申し上げましたが、その取り組みの取り組みぐあいにつきまして、町民の方にも知っていただけるような、そういう報告を必ずしていきたい、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、他町村の例によって1割減額と。それはそれでいいですよ。事あるごとに、何か事あるごとに、いつでもこういうカットでいかれるんですか。例えば1回は……初回はいいとしても、2回、3回、4回重なっていても各町の、他町村の方法で1割カット内でおさめるというような考え方、私はそこを聞きたいのと、今先ほど町民に説明していくと言われましたね。そう言われて、今度やると。いつやるんですか。こんな事故を起こしておいて全然危機感がないじゃないですか。トップがそういう姿勢で、ほかの職員はそういうのを受けとめるんですか。もっと話すんだったら、町民に説明するんだったら、こういう問題やったら、いつまでに説明するというような回答はできないんですか。全員協議会で坂本議員が言うたように、これ、いつですか……新年度からやるとか作成中。期日がないようなものを提供されても全然無理だと思いますよ。そういう点、町長、どういうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） その取り組みにつきましての進捗状況をどのように報告していくんかということですが、私は全員協議会のそのときにも申し上げましたけれども、議会におけます諸般の報告につきまして、こういう取り組みを今しています、こういう取り組みをしました、それぞれにつきまして報告をさせていただき、そういうことを申し上げたつもりでございます。

また、改善内容につきまして、来年度からするとか、そういうことではなく、もっと緊急的に危機感持つべきだと言われます。そのとおりだと考えております。役場といたしましても、すぐできることは、すぐやらせていただきました。そしてまた、そういうマニュアルを作成していく、そういうことにつきましては少し時間がかかる、そのようなことでございますので、すぐできることはすぐやり、作成していかなければならないものは、少しでも

時間を短縮して仕上げていきたい、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、町長、私何と言うたか御存じですか。町長自身危機感がないと言うたはずですよ。しかし、全員協議会で話したと。これで全部、町民も理解されたと思うんですか。7日の日にこれは公表されていますよ、新聞で。我々がやったんはいつなんですか、全員協議会は。7日の日報告されて、8日の新聞に出ているんですよ。町民はどういうぐあいに受け取るんですか、これ。しかし、出る前に、前回のときは笠置テレビか何かで方法をとられたでしょう。今度なぜこれがやられなかったんか。改善策・方法は、いつも町長はハウレンソウ言われますよ。報告、違うんですか、相談、連絡、それが全然できてないじゃないですか。そういう点、もっと危機感ある回答を私は望みたいと思います。町民は皆そう思っていますよ。やられるとと思っています。思っていますということは疑問があるんですよ。思っているだけであって、やるとは言うておられませんよ、一言も。そういう町長の発言についてどう思っておられるんですか。もっとはっきりしたことを言うてください、お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。町長、松本議員の質問にしっかり答えてください。

町長（西村典夫君） 私が危機感が少ない、そういうことを指摘されておりますが、私、今回の件のことに関しては、すごく危機感を持っております。町民の信頼を著しく失墜させることになったことについては、本当に深く反省し、強く危機感を持って信頼回復に努めていかねばならない、そのように考えております。

町民の方にもっと詳しく知らせて、こういうことを取り組んでいく、そういうことをすべきだと言われます。そのとおりだと思いますし、その方法につきましては、また改めましてそのようなこともやっていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど来から言っていますように、いわゆる———という言葉は不穏当になったら削減してもらったらいいんですけれども、今回の公金紛失の関係だけで町長が処分、副町長も処

分して、前回の、これが10月25日に報道発表された懲戒処分については何ら町長、副町長処分されていない。そこで——はあかんと言います。はい、わかります、わかっています、はい。

議長（杉岡義信君） ちょっと待ってください。今のをちょっと撤回してください、不穏当発言は。

5番（大倉 博君） わかっています。

議長（杉岡義信君） さっきも言いました。

5番（大倉 博君） だから最初、不穏当言ってますやん、あれ。

議長（杉岡義信君） わかっていて、そんなこと言うたらあかんわ。

5番（大倉 博君） はい。だけど、そういうふうに、例えば補助金交付で不適切な処理で処分を受けた方がおられて、片方のときは、町長は何も処分、自分でされてない。そうすると受けた側はどういうふうに思われているか。そして、今回、公金紛失の関係は処分受けられた。そのときには町長、副町長は自分らみずから処分されていますけれども、そういったことを言っているんですよ。だから、私はこの条例には反対とは言っているんですよ。だから町長から先ほど補助金交付で不適切な処理の関係でも説明がなかったから、こういうことを言った。だから受けた側の気持ちを思っているわけ、受けられた側の。何度も言いますように、先ほど言いましたように、最初の、当初のやつを10月25日のやつだけでは、町長はみずから処分するとおっしゃっているのに、何ら出てこない。そして、今の公金関係だけで処分されている、これがおかしいと言っているんですよ。だから、私はこの条例の中にその処分も入っているのかと、両方とも入っているのかということも先ほど質問しました。入っていない、公金だけとおっしゃったから、それで反対討論をしているわけです。余りにもちょっとひどいんじゃないですか。だから、町長、本当にみずから今後、さっき言いました補助金関係の処分を自分みずから科してくださいよ。そうでないと、私はこの条例案には反対します。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君、不穏当発言。

5番（大倉 博君） はい、それはもう。

議長（杉岡義信君） 自分のほうから撤回しますということだけ言うてください。

5番（大倉 博君） はい。だから当初言うたように、不穏当かわかりませんがともいいましたけれども。

議長（杉岡義信君） 不穏当発言を撤回します言うてください。

5 番（大倉 博君） 撤回する、それはわかっています。

議長（杉岡義信君） いや、わかって……不穏当発言を撤回しますと言うてください。

5 番（大倉 博君） 言うたらええんやな。はい。——を撤回します。それは当初、私、不穏当かわかりませんがと言いましたけれども。

議長（杉岡義信君） はい、わかりました。

5 番（大倉 博君） はい。そういうことで反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 原案に反対者の発言を許します。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

議案第 4 5 号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について反対討論を行います。

今回の条例の内容は、公金の紛失に関して管理監督の責任を負うということで出されていますけれども、やはり公金の紛失の原因の究明、取り扱い等々をどのように改善していくのか、そういうことと一体のものであるというふうに考えます。いただいています公金の紛失及び職員処分等に関する報告の中では、1 つは、損害賠償請求を現課長、そして当時の公金の取り扱いを行う職員にするとしていますけれども、盗難の可能性が低いとはいえ、否定はできないという中で、仮に盗難者があらわれた場合は、その方にまた損害賠償を請求していくのかどうか、そういった問題も出てくるのではないかというふうに考えます。

そもそも公金がなくなったことを直接の原因がはっきりしないのにもかかわらず、職員が損害賠償の責を負うということ自体おかしいのではないかというふうに考えています。さらにそれぞれの改善内容についても、例えば公金の取り扱いのルールが確立できていないというふうな表記がありますけれども、それは具体的に何であるのか等々もこの報告書の中には具体的には触れられていません。

こうした不十分な内容の報告書しか提出されていない中で、減給という処分だけ今認めるということについては反対を申し上げまして、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 原案に反対者の発言を許します。坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

端的に審議不十分と。この業務改善内容も、結局、ちゃんとディスカッションができてない。研修費がトータルで35万円しかない。来年、じゃ、それをどうやって反映するのか。ほんまに庁舎内だけの業務改善で直っているのであれば、ことし、じゃ、何回目なのか。ほかの課でもあったはずですよ。そのたびに業務改善やります、やりますですよ。最終的にこの年の暮れにお金がなくなると。お金やからあかんとか、そういう問題じゃないじゃないですか。公文書にしてもそう、判こにしてもそう、全て同じなんですよ。今回はこの業務改善組んだから直りますよと、執行部が責任とって給料を削減すると、ほんまにそれだけでこの時間、時間が過ぎたら、もう全部忘れ去られるんでしょう。こういうふうにもう常態化しているんですよ。ここまでが1つの流れ、はい、これで終わりました。こういうふうに今まで終わってきているはずなんですよ。それがきちんと議論できていないのに、今回、これみんなで賛成して通ってしもうたら、もうこの話うやむやですよ、過去の話なんですよ。僕は、こんな不十分な討論だけで解決できる問題じゃないと思います。その思いを持って今回は反対させていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第45号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手なしです。したがって、議案第45号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は否決されました。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時19分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの不穏当発言がございました。これを削除していきます。そしてまた、私も同じようなことを言ったんで、本当にこういうことのないように、次々発言される議員の各位におかれましては、不穏当発言のないようによくお願いをいたします。

それでは、続けます。

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第46号、土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第46号、土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件について提案理由を申し上げます。

本年4月の豪雨災害により被災した農地の災害復旧事業を実施するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） それでは、議案第46号の説明は朗読をもって説明させていただきます。

議案第46号、土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件。

土地改良事業（農地災害復旧）を下記のとおり実施したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出。

笠置町長西村典夫。

記としまして、種別、農地。件数、1。金額、259万2,000円。備考、田1件。計で、件数1、金額で259万2,000円でございます。

この件につきましては、本年7月5日から6日の豪雨により、有市地内の農地の畦畔が崩壊したものでございまして、9月18日に国の災害査定を受け、復旧事業費が決定したものでございます。

この事業を施行するために、土地改良法に基づき議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

これは土砂災害で発生したやつの改良事業ということはわかるんですけども、これ、この議決はこれでいいと思うんですけども、規模的には何平米ぐらいのところはどういうふうになったんか、どういう災害があったんか。

これ、農業委員会等でも話は出ているんですか、これは。私はちょっと前回農業委員会、公務で欠席していましたんで、わからないんですけども、この話は農業委員会等では全然出てないんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

災害が発生しました農地につきましては、実測で約354平方メートルございます。その中で、復旧延長が15.5メートル復旧する予定でございます。コンクリートブロック、盛り土などによりまして復旧する計画をしております。

もう一点、農業委員会への報告はあったのかということではございますけれども、この農地災害の復旧事業につきましては、農業委員会さんのほうには報告はしておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第46号、土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第46号、土地改良事業（農地災害復旧）の施行の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第47号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第47号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,919万8,000円を増額し、歳入歳出総額を15億5,135万4,000円とするものです。

主な事業の内容は、町道笠置山線改良事業に2,200万円、農地災害復旧工事に290万円、給与条例等の改正に伴う人件費の増額分を計上しています。財源は国庫及び府支出金や地方交付税を充当しています。御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第47号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件について、総務財政課所管の歳出及び歳入について説明させていただきます。

まず、11ページ歳入からお願いいたします。

歳入、10款地方交付税で697万円を計上しております。交付税の額の確定によりまして、財源を充当しておるものでございます。

11款分担金及び負担金、2項分担金、災害復旧費分担金で65万2,000円を計上しております。先ほど議案第46号の農地災害復旧事業費といたしまして施行を議決いただきました事業費の所有者負担分担金となっております。

続きまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、児童手当負担金といたしまして民生費国庫負担金を8万8,000円増額いたしております。

同じく2項国庫補助金におきましては1,268万2,000円の増額となっております。2目民生費国庫補助金は介護保険事業費の補助金といたしまして60万7,000円、4目土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金の道路分の増加交付がございまして、1,207万5,000円を計上いたしております。

3項委託金につきましては、年金事務の委託費といたしまして3万2,000円を民生費委託金として計上いたしております。

14款府支出金につきましては、国庫と同じく、児童手当負担金といたしまして民生費府負担分を1万3,000円増額といたしております。2項府補助金は、総額189万2,000円となっております。総務費府補助金は1まち1キャンパス事業の市町村学生受入施設の整備支援といたしまして39万5,000円、農林水産業費府補助金は集積支援事業費の補助金といたしまして21万円となっております。また、災害復旧費の府補助金は、先ほどの議案第46号で議決いただきました農地災害復旧費の分の府補助金で128万7,000円となっております。

16款寄附金につきましては、ふるさと納税をいただきました指定寄附金といたしまして

109万9,000円を計上いたしております。

続きまして、13ページ、18款繰越金でございますが、財源留保しておりました647万8,000円を今回全額計上いたしております。

19款諸収入につきましては、人件費に係る支給増額にかかわりまして、相楽東部広域連合への派遣職員と京都地方税機構への派遣職員の負担金といたしまして、それぞれ計上いたしております。また、森林整備地域活動支援交付金の返還金につきましては、事業実施の要件に満たなかったものがございましたので、補助金の返還を受けるものとなっております。

20款町債では、公共事業等債といたしまして800万円を起債として借り入れることとしております。歳入につきましては以上となります。

続きまして、14ページからの歳出の説明をさせていただきます。

歳出につきましては、総務財政課所管のもの説明とさせていただきます。なお、給料、職員手当、共済費、また負担金の一部におきましては、給与条例等の改正に伴う人件費の増額となっておりますので、各費目におきましての説明は割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、歳出、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、需用費では施設等の光熱費また燃料費等の増額をしております。

負担金補助及び交付金におきましては、TRY-Xシステム、これは町の基幹システムでございますが、制度改正によるシステム改修による負担金の増となっております。190万4,000円を計上いたしております。まちづくり事業補助金におきましては、平成30年度から要件を拡大いたしましたので希望が多く、30万円を追加計上させていただいております。

3目財政管理費110万円の計上につきましては、歳入のほうで受けておりますふるさと納税の寄附金を積み立てるための財源といたしまして110万円を計上いたしております。

企画費における施設備品でございますが、41万円を計上いたしております。先ほど歳入のほうでありました1まち1キャンパス事業の施設整備に係る経費をここで計上させていただいております。

続きまして、8目防災諸費でございます。18万円を計上させていただいておりますが、うち無線局の登録点検業務委託に7万円で、これは5年に一度の点検が本年度に当たってきたことから、計上させていただいたものとなっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

5項統計調査費です。総額で6,000円の減額といたしておりますが、これは本年度実施の統計調査の委託金の委託額が確定いたしましたので、それぞれ精算いたしまして、減額とさせていただいたところでございます。

総務財政課につきましては以上となります。失礼します。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管しております歳出予算の主な事項につきまして、御説明申し上げます。

予算書では18ページになります。

1款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の次ですね。18ページ、4目老人福祉費でございます。19節で負担金補助及び交付金71万8,000円、社会福祉法人利用者負担減免という予算を立てさせていただいております。これは低所得者層の入所に係りまです室料、食費の軽減措置でございます。対象者の増加によりまして、当初見ておりませんでした。増加の発生によりまして今回計上させていただいているところでございます。28節の繰出金の介護保険特別会計繰出金49万円。これはまた介護保険の特別会計の予算で御説明申し上げさせていただきますが、主に総合事業の移行によりまして、要支援者並びに要支援者相当の訪問型サービスの利用者の増加によりまして、その予算の一般会計繰り出し分というふうなところでございます。

5目の老人福祉施設費、18節の45万9,000円、施設備品、計上させていただいております。これにつきましては、本年度整備させていただきましたつむぎてらすの規則にもございます要配慮者の避難施設としての運用もあそこでさせていただくというふうなことに規定しておりますが、本年度いろいろな気象警報等によりまして、笠置町災害警戒本部の設置によりまして避難場所として、本年度初めて機能しますに当たり避難所が開設しました。まずは、要配慮者の受け入れを初動の避難に対して一時的な受け入れを可能とする備品を購入するものでございます。

内容としましては、収納式電動リクライニングベッド、数量2個、フルリクライニング車椅子、数量1個、マットレス——体圧分散体位保持機能つきのを数量5個というふうなところで、まずは整備させていただくというふうなものでございます。

19ページをお願いいたします。

19ページでは、下段の4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費で修繕料16万

4, 000円を計上させていただいております。これにつきましては、現在、笠置歯科診療所の合併処理浄化槽の排水ポンプに支障を来しておりますので、今般、緊急に整備するために予算計上させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 商工観光課が所管いたします補正予算の議案の説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

15ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、14節使用料及び賃借料といたしまして、相楽東部広域バスのバス停が産業振興会館からJR用地内のJR笠置駅前に移動したことによりますJR構内運送営業料——いわゆるバス停を移動したことによりますバス停の土地使用料でございます——の費用といたしまして、今年度10月から31年3月までの期間分の費用といたしまして6,500円、また、地域おこし協力隊の活動に関する費用といたしまして合計、合わせまして1万4,000円を計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します主な歳出について、御説明いたします。

20ページをごらんください。

上段、5款農林水産業費、農業費、農業委員会費、13節委託料で21万1,000円の補正をお願いしております。

内容につきましては、利用意向調査票フォーマット作成委託ということでございまして、既存の農地台帳システムから府内統一様式の農地利用状況調査票を出力することを可能にするシステムの改修でございます。なお、改修費は京都府の10分の10の補助を受けて実施するものでございます。

次に中段、同じく5款、農林水産業費、林業費、林業振興費、23節償還金利子及び割引料で92万円の補正をお願いしております。

内容につきましては、森林整備地域活動支援交付金の返還金でございまして、森林整備地域活動支援交付金の交付対象者が交付要件を満たすことができなかつたため、町に対し、交付金の返還申し出がありましたので、町を経由して京都府に返還支出するために歳出予算として計上するものでございます。なお、返還対象となる交付金は28年度分でございます。

次に、21ページをごらんください。

下段、7款土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、15節工事請負費で2,200万円の補正をお願いしております。

内容につきましては、現在の町道笠置山線道路改良工事の実施に当たり、転石等巨岩石が想定を超え多く出土したことにより、その撤去作業等に全体の工事費が増加いたしましたので、その経費分を追加するとともに、のり面への植栽関係やその他工事を進める中で生じる変更等、必要な経費分を新たに国に要望し、社会資本整備総合交付金補正予算分を財源とし、増額計上しているところでございます。

つきましては、この補正予算を次年度に繰り越し、おおむね基礎工事が完了する方向で道路改良工事を進めてまいりたいと思います。

次に、22ページをごらんください。

先ほど議案第46号で議決いただきました土地改良事業の予算分でございます。

13款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧費、15節工事請負費で290万円の補正をお願いしております。

内容につきましては、本年7月5日から6日にかけての豪雨により、有市地内の農地の畦畔が崩壊したものでございまして、農地災害復旧事業として復旧工事を実施するものでございます。なお、工事費には事業費の1割程度の附帯工事分を含んでおります。

また、笠置町農地災害復旧事業及び崖地近接住宅移転事業分担金徴収条例に基づき、事業に要する経費のうち国及び府から交付を受けた補助金の額を除いた残額の2分の1は、分担金として受益者さんから徴収させていただくこととなります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） この際暫時休憩します。13時から再開します。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後0時59分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

総務財政課長に15ページのまちづくり事業補助金について、これは府へ出さるの、もともとから予算はあって、それに足らん分がですわね。これは、どういう意味で、毎年そういう足らん分とかの補助金が出てくるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり事業補助金といいますのは各区でしていただく里道・水路の整備であったり、それから、今でしたらLEDの事業。それから、本年度から対象範囲を拡大いたしましたので、草刈りも入ってきております。また、集会所等の躯体の修繕品も充当しております、ことしについては、もちろん毎年当初予算のほうにも計上させていただいているんですけども、拡大した分不足が生じてきておりますので、今回は30万円を計上させていただいたというところですよ。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

笠置山線の改良事業なんですけれども、議会運営委員会の日に、いろいろすごい写真見せていただいて、私も議会運営委員会終わってから、私は現地主義なんで、現場へ行って見てみました。確かに岩が砕けて横にすごいのがたくさんあって、これは、ほんまに平成31年度3月で、これは絶対無理やなという感じはいたしました。どうですか、事業の終わりというのは、めどというのはどんな感じですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

転石の巨岩石の出土によりまして工事費が増加いたしました分、2期工事の予算面で一部舗装が行えなくなっております。3月末時点で、現状といたしましては、笠置浄水場から六角堂までの間は未舗装のままであるであろうということございまして、安全な通行の開始という状態ではございません。

しかしながら、碎石路盤で整地された状態になりますので、緊急車両ですとか生活車両につきましては、おおむね通行はできる状態を維持することになります。先ほどのほうでもお話させてもらいましたように、本補正予算を繰り越して次年度で事業を実施する中で、おおむね基礎工事が完了するというふうに見込んでおります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私もこの現場行ったというのは、柳生方面まで歩いてみました。一応全部見ましたけれども、本当に大変な工事やなと思うんですけども、それで、前、桜の伐採の話、10本ほどまだされていないんですけども、確かに今枯れて、葉っぱが落ちて、これ、やはりもう、

私は当時は残したほうがええなと思っておったけれども、やっぱり切ったほうがええかなという感じはいたしましたね。やっぱり老朽というか、古い古木になっている、そんな思いがいたしました。

それで、それはええとして、以前から言っているように、もしこの工事ができれば、道路管理者と、柳生側から来るのと府道笠置山線とこの関係の道路の交通路を、それをどうするかと、今から道路管理者等とか地元の方とか協議してほしいと以前言ったことあるんですけども、その辺はどうなんですか。まだ全然進んでないんですか。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道笠置山線に関しての通行ができるようになるばという話の中で、関係機関との調整はどうかという御質問ではございますが、京都府の山城南土木事務所のほうとは、今現在町道笠置山線の工事をやっておりますということで、また府道との絡みでいろいろお願いせなあかんことがありますよということは、随時お話をさせてもらった上で勉強させてもらっております。

しかしながら、奈良側の府道でありますとか、地元のとかという形での調整は、現在まだ行われていない段階でございます。事業を粛々と進めさせていただいているというような状態でございます。御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

18ページの施設備品ということで45万9,000円というのが上がってまして、これは以前の説明の中でも聞いていますけれども、福祉の避難所、これをつむぎてらすにする。これは、まだ今のところは、つむぎてらすを避難所として設定してはならないと思うんですけれども、それをするためにこれだけの備品をとりあえずそろえますということかどうかと。

それと、デイサービス生楽さんとの調整ですね。これ、デイサービスセンター自体を福祉避難所に持っていきたいというようなことを書かれていますけれども、その辺についてもうちょっとはっきりと教えてもらえますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問の中で、福祉避難所という定義について、まず御説明申し上げ

げます。

福祉避難所というのは、一定重介護度の方をサポートできるような体制を持ったものを一定期間、福祉避難所と位置づけておまして、現在、デイサービスセンター生楽さんと既に協定をしているところでございます。

そして、この福祉避難所を開設するというケースにつきましては、もう既に災害が発生して避難者がもう出ているとか、あるいはもう緊急事態で災害が発生するおそれがある場合に、町が生楽さんに依頼することになります。そういう福祉避難所の定義でございまして、先ほど本予算で提起させていただきましたのは、それまでに至る福祉的な——表現ややこしいんですが——福祉的な機能を持った避難所としてつむぎてらすを活用すると。これは、条例のほうの最後のほうに避難所としても利用するというふうな位置づけは書いておりますが、今般、本年度の台風災害等々で、あそこをやはり福祉的な避難所に位置づけてすべきやというふうな議論を今防災会議等々でしていただいていると考えております。

福祉避難所の災害が起こった場合の手前の、いわゆる災害の気象警報等によって町で警戒本部、災害が起こった場合なんかは対策本部になります。警戒本部でそういう避難者をまず避難さす場所として機能さすという、それに耐え得るような、まずは備品を購入しようというふうな考え方でございます。

デイサービスとの調整につきましては、そういうすみ分けの中で今後連携を密にしながら、昨年度の台風の避難のときにも若干やはりミスマッチがございましたので、そういうことが起こらんような体制をしっかりと連携とるようなことを緊急にしていこうとございまして、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 今の答弁ですけれども、デイサービス生楽さんとはもう協定はされているわけですか、されているわけ。そしたら、この間、同推協の役員会でちょっと話が出たんですけれども、あれ、台風21号のときやわな。デイサービスさんが笠置会館へもう避難ということで連れてきたという話が出ておったんですが、それはどうなったんですか、そしたら。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、恐らく笠置会館ではなしに、笠置振興会館のほうへ避難するというふうな調整の中で起こった事案だったと思います。そういうデイサービスとつ

むぎ、あるいは笠置振興会館の連携につきましては、今までは福祉的な機能を持った避難所としては実質的には機能しておりませんでした。その中で、デイサービスさんがこの方を避難させるには、どこへ持っていったらええねやというところで受け皿がなかったわけでございます。それに対応するために、今般、そういう形で整備をさせていただくと。

今までできていなかったことを今般、これからそういうミスマッチが起こらないような形で、両者連携の中でやらせていただくというふうなところでさせていただくものと考えておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 協定されていたら、やはりそれは従業員にもちゃんと徹底してもらおうようにしてもらわなあかんし、そういうミスマッチ起こらないようによろしくお願いいたします。

それから次、15ページの企画費の中の施設使用料で1万4,000円か、ということで、先ほどの説明の中で、バス停を駅前のロータリーのほうへ持っていったんで、その何か使用料かということの説明あったんですけども、これは町内循環バスではなくて、広域のバスかな。その負担金ということで説明あったけれども、これ、こんなん何で……JRの広域バスの協議会にはJRも入ってもらってやっているでしょう。なぜ広域バスのバスだけロータリーは使用料取られるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回のバスの使用料ということで、相楽東部3町村が広域的に運行しております相楽東部3町村のバスの停留所が振興会館の下からJRの駅前の中に移設したことによる、JRの用地の中でバス停を定めたというところで、JRさんのほうからは有償のバスの停留所につきましては一定徴収費用が発生するというところで、第二種のバスですね、相楽東部は料金徴収しておりますので、そのバスの停留所の代金と申しますか、そういうことで年間1万2,000円で、今回6カ月分で6,500円ということの中の費用でございます。

おっしゃるとおり、このバスにつきましては、JR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会という中で運行しており、JR西日本さんも中に入っております。来年度以降の費用負担につきましては、またこの会議の中で説明をし、一定支払う支払わないというところがありますが、議題の中に上げさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 1回やろ。

（「同一議題と違うやろ」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 途中から入っているやん。一遍とめてもらわんならん。3回目でその途中から入っているやん、今の。

（「連続して、何でやったらあかんの」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） それやったら、次から次と連続してやってしまうやん。だから大倉さんのやつもそうやったやん、坂本君のやつもそうやったやん。

（「同一議題について3回以上ということやろ。さっきのやつとちゃうやんか」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） だから3回目で、同一議題あったやん。その途中からその中身を変えているだけで、3回目で、それ、とめてもらわな。今の話はまた別ですやん。

（「ようわからん」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） いや。今つむぎの館の話してはりました、避難所の。

（「つむぎの館は、さっき、もう終わった」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） あれは3回目で終わっているわけですよ。3回目の途中で、西岡さん、この話、ロータリーの話出てきたから。途中からあったら、また途中から途中からとなってしまうんで、だから午前中の大倉さんにしたって、坂本君にしたって、とめましてん。

（「これ、今補正予算の質問しているんでしょう」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） そうや。

（「だから補正予算で、それで議題というんか、議案が変わっているやんか。さっきはつむぎのてらす、避難所の問題で質問したいだけや。それは議題……」
と言う者あり）

議長（杉岡義信君） だから、同一議題3回というふうになっていますやん。

（「同一議題ってどういう意味。そやから、つむぎの館のほうの問題で3回も4回もすんねやったら、それはとめてもうてもええ。変わっているやんか、違う、題が」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） だから次が……。

（「質問していることが違うやんか」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 次から次と変えていったら何回でも質問できるということですよ。

（「そら、そうや。これ違うから質問してんねん。ほな、次、誰かやってくれは

ったら、ええのか。誰もせえはんかったら、次の質問できへんやん。何を言うてねん……」と言う者あり)

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

(「議長、おかしいわ、こんなもの。何が3回や」と言う者あり)

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本さん。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今質問どうこうってあるんですけれども、余り……やはり議長はこの議会の運営をうまくやってもらいたいと思うんですよ。今言われた西岡議員みたいに、座ったまま、どうぞというだけで話進めるよりも、やはり平然とした、こういう立場上で進行をやってもらいたいということをお願いしたいと思います。

それで、私が聞きたいのは12ページの指定寄附金なんですけれども。

1番（西岡良祐君） 動議。

議長（杉岡義信君） はい。

1番（西岡良祐君） ちょっと休憩して全員協議会開いて。こんなものおかしいわ。

議長（杉岡義信君） 今、西岡さんから動議がありました。賛成の方は。

7番（松本俊清君） ちょっと待ってください。議長は私を指名されて、私も質問しているんですよ。なぜ向こうをやるんですか。これ議事進行するんですか。私、今手を挙げて、許可をとって説明しているんですよ、質問求めているんですよ。その途中で、なぜほかの意見が通るんですか、この議会の運営はどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 今動議がありまして。

7番（松本俊清君） 私の意見が先ですか、動議が先ですか。どうなんですか。私は議長から指名受けてやっているんですよ。これどうなんですか。それにちょっと疑問感じるんですけども、人の質問中に動議を出したら、それが先に進行するんですか。私のやつを終わってから、動議を受け付けるのが本来の筋じゃないですか、その点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） はい、松本さん、どうぞ質問してください。

7番（松本俊清君） これ、おかしいじゃないですか。私はここ……。

議長（杉岡義信君） 質問をしてください。

7番（松本俊清君） 12ページの件、したんですよ、どういうことですかと聞いているんですよ、説明してください。

議長（杉岡義信君） もう一回言うたって、もう一回。

7番（松本俊清君） ちょっといいですか。今12ページのこのあれでしょう。109万9,000円のあれが今までは1,000円しか見ていなかったやつをなぜこういうぐあいになったんですかと、その説明をしてくださいと私は言うているんですよ。

何で私の質問に対して、議長、こういうぐあいに途中でとまったりするんですか。それについても議長から私に返答してください。

議長（杉岡義信君） はい、答弁。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

今の松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

16款寄附金につきましては、当初予算ではどれだけの寄附が入ってくるかわかりませんでしたので、財源措置として1,000円を上げさせていただいております。

その間、この12月補正に予算要求するまでの間に110万円、合計の110万円に上る寄附を受けさせていただきましたので、今回、その差額分の109万9,000円を予算計上したところになります。12月以降も申し出もいただいておりますので、また3月議会のほうでも計上させていただくこともあるかと思えます。御了解いただきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） ええのか。はい、松本さん。

7番（松本俊清君） 今、こんで質問聞きましたんでね。先ほどあった1番議員のあれについて議事を進行してください。

議長（杉岡義信君） はい。先ほどの1番議員の西岡議員から動議ございました。全協をしようという動議ございました。それで賛成がございましたので、今暫時休憩します。

休 憩 午後1時23分

再 開 午後2時03分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第47号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第47号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第48号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第48号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額6,516万2,000円に、歳入歳出それぞれ89万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,605万2,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では歳出の増額に伴い、前年度繰越金を増額しています。歳出では人事院勧告による給与表の改定等に伴う給与や職員手当等の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 議案第48号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算の件につきまして、御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

歳入、5款繰越金で89万円の補正をお願いしております。

内容につきましては、歳出の増額に伴います不足財源分を繰越金で計上しております。

続いて、歳出の説明に移ります。

7ページをごらんください。

歳出、1款総務費、総務管理費、一般管理費で給料、職員手当等89万円の補正をお願いしております。

内容につきましては、人事院勧告による給与表の改定に伴うものと経年劣化等に伴う水道機器の故障やふぐあいなどの対応並びに大雨等による浄水高濁度や止水、低水位など、復旧

作業等に時間外勤務が増加し、今後の時間外勤務手当に不足が見込まれますので増額補正するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ89万円を増額し、総額をそれぞれ6,605万2,000円としています。

これで簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

7番（松本俊清君）　7番、松本です。

今説明があったんですけども、私は、こういうことについて時間外勤務手当73万円が出ているんですけども、これいつも発言、質問しているんですけども、全然減ってこないんですね。

そこで、お尋ねいたします。

この残業届について、申請方法は残業する前に出されて課長が承認する、または、終わってから出てきて事後報告されるのか、そういう点はどのようになっているのか。また、この件について個々日報、どのような内容で処理されてるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君）　建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君）　失礼します。

松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

職員の時間外勤務につきましては、課長または課長補佐が事前に職員の勤務を把握し、勤務を命じることとしております。水道では、夜間や早朝など突発的なケースもございますが、基本、事前に業務を把握してから勤務を命じるよう努めております。

それから、勤務日報等の件でございますが、日報といいますより、超過勤務簿という形で何時から何時まで誰々がどのようなことをしたという形で勤務簿に掲載して、承認なり確認をしておるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　松本君。

7番（松本俊清君）　今報告をもらったんですけども、一応、急なですか、事態が起きて夜間出動というようなことはわかるんですが、それにしてもこの金額が非常に大きいと思うんですね。そういう点ですね、今まで水道課は2人いるんですか。それだったら課長として、担当建設課長ほか全員としてこの残業を少なくするというような方針は立てられたのか。だから仮に7時間超過あったら、半日休養して、あとの残りは残業にするとか、いろいろ手を打っておられると思うんですが、それがまだ追っついてこないというのが現状だと思います。その点、どのように把握してるのか。

それと、先ほど災害の報告がありましたけれども、何月にあったんですか。同時に、この73万円という金額は、町職員の給料、10号の3級の3カ月分の給料ですよ。これ非常に大きいと思います。それだったら、アルバイトを雇うとか、そういう懸念で対応してもらったら……何か前向きに成果の出るような残業減の対応をお願いしたいと思いますので、その点について課長のほうから返答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

職員の勤務の軽減についてでございます。職員間でいろいろ連携をとりながら時間外が軽減できるよう努めてまいるところでございます。

しかしながら、水道の施設というのは専門的な知識もございますので、かわりの職員が行くということはなかなか困難ではありますけれども、職員の時間外手当の偏りが無いよう今後も努めてまいりたいと思います。

それから、災害というような形で水道施設の異常がどれぐらいの頻度であったのか、どれぐらいの月であったのかということではございますが、ことしにつきましては、大雨等の影響もございましたので、そういった中で、ほとんど毎月のように浄水場の濁水ですとか、高濁度、止水、低水位というのが夜中、早朝等に起きまして毎月のようなことで報告をされております。

また、アルバイト等を雇用してということで、少しでも職員の時間外手当を軽減するようということでございます。現在も見回りを臨時の職員さんで行っていただいております。今平日にも見回りをしていただいているところございまして、職員の平常事務というのがかなりそれで進んでまいっております。そんな中で、少しずつではございますが、時間外勤務手当というのも減少してきているものというように思っております。今後も一層努力したいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

非常に前向きに検討してもらっていることは非常にうれしく思うんですが、私の参考に調べたところ、4月から10月まで残業時間数が水道課では約600時間されているんですね。それは2人でやっておられるんですけども、しかし、その残業の内容について、いろいろ先ほども言いましたように、日報等の分析とかという話はしたと思うんですが、偏っているんじゃないかなと。1人は500時間している。片方は100時間。やはり1人に負担をか

けることなく、平均した仕事の配分を私はお願いしたいと思います。今現状では何とかやっ
てもらっておりますが、もし何かの事故があった場合、非常に水道は我々にとっては大事な
部門ですので、そういう点、課長も大変ですけれども、采配の仕方に今以上に御配慮を願
いたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 答弁要らんの。ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第48号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計
補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第48号、平成30年度笠置町簡易水
道特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第13、議案第49号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正
予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第49号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）
の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ137万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を
それぞれ2億7,472万3,000円とするものです。

主な提案内容は、地域支援事業訪問型サービス利用者の増加により増額補正ござい
ます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第49号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきまして、
御説明申し上げます。

予算書の6ページ、歳入のほうから主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入、国庫支出金、国庫補助金でございます。1目調整交付金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）それぞれ歳出で述べます地域支援事業、いわゆる今総合事業でそういう名前つけておりますが、旧介護給付費の一部と理解していただいて結構でございますが、それに対する一定の公費負担分でございます。調整交付金で5万円、それから地域支援事業交付金で20万2,000円、合わせて25万2,000円の歳入を見込んでおります。

4款支払基金交付金につきましては、同じく歳出事業費の27%、27万3,000円を計上しております。

それから、5款府支出金でございます。これも同じく地域支援事業費の12.5%の5万4,000円を計上しているところでございます。

6款繰入金につきましては、割合が若干違っておりますので、2目の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で12.5%分、それから同じく地域支援事業繰入金（総合事業以外の事業）ということで19.2%。それから、5目のその他一般会計繰入金につきましては事務費の総務費等を充当しております、これにつきましては、一般会計から100%の繰り入れ、合わせて49万円の歳入を見込んでいるところでございます。

7ページ、最後でございますが、繰越金でございます。留保財源として今回は30万4,000円を充当しているところでございます。

8ページ、歳出にまいります。

総務費、それから介護認定審査会費、認定調査費等で18万6,000円。これにつきましては、当初の認定調査の主治医の意見書の件数につきまして、当初の見込みより若干30件ほどの伸びを予想しております。その分でございます。

それから、3款地域支援事業費でございます。これは旧介護給付費の一部でございますが、1目の介護予防生活支援事業費で、19節負担金で100万9,000円を計上しております。提案説明でもございましたように、要支援者なり旧要支援者の今回は予防の訪問サービスの件数が当初より若干伸びましたので、それらの本年度の給付額の差額を計上しております。

それから最後に、3款地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業、一般管理費につきましては、これは一般会計の職員給与でも同様の改定、職員に係る給与改定に伴う諸経費でございます。介護で見ている人件費に係る補正17万8,000円を計上しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第49号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第49号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月20日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時25分